様式第２号（第８条関係）

東京都知事　　殿

誓　約　書

中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金交付要綱第８条の規定に基づく交付申請書の提出を行うに当たり、以下の事項について、いずれも相違ないことを誓約します。また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第20条の規定により助成金の交付決定の取消しを受けた場合において、同要綱第21条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約します。（□欄に☑チェックしてください。）

□　募集要項２の1に定める中小企業等（ウクライナ避難民採用企業コースについては、中堅企業も含む）であることを誓約します。（募集要項Ｐ１参照）

□　過去５年間に、重大な法令違反等がないことを誓約します。

□　従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていることを誓約します。

□　固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。

□　法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していることを誓約します。

□　労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していることを誓約します。

　　＊　原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年６か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）。

□　労働基準法第39条第７項（年次有給休暇について年５日を取得させる義務）に違反していないことを誓約します。

□　労働関係法令に基づき、就業規則を整備し、遵守するとともに、労働基準監督署へ届出していることを誓約します。従業員が10名未満の事業所の場合は、届出の義務はないが、就業規則を整備し、遵守していることを誓約します。

□　厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。

□　その他労働関係法令について遵守していることを誓約します。

□　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

＊　接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申込できません。

□　暴力団(東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号)第２条第２号に規定する暴力団）に該当しないことを誓約します。

□　代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に、東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第２条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいないことを誓約します。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

・暴力団員を雇用している者

・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

□　外国人雇用状況届のほか外国人の雇用において各種法令に定められた手続きを実施していることを誓約します。

□　本事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、本事業の目的以外には一切使用しないことを誓約します。

□　本事業に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しはすべて原本と相違ないこと、及び、都職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に対応することを誓約します。

□　本事業で実施する日本語教育等では、日本語能力が概ねN2レベル以下の外国人従業員を対象としていることを誓約します。

□　同一の事由で、国及び東京都等からの給付金や助成金を併給していないことを誓約します。

　年　　　月　　　日

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名